

議案第40号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月8日提出

議員定数等調査特別委員会委員長 岩崎健二

提案理由

議員報酬の額について、金額を変更し、また、特別委員会委員長の額を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「371,000円」を「409,000円」に改め、同条第2号中「290,000円」を「326,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「269,000円」を「310,000円」に改め、同条第5号中「263,000円」を「303,000円」に改め、同号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 特別委員会委員長 月額 310,000円

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された市議会議員の任期の始まる日から施行する。